

# 日本の動物福祉の発展のための、ドイツおよびポーランドのアニマルシェルター視察

## 山本和弘

帝京科学大学生命環境学部アニマルサイエンス学科

Visit report to the animal shelters in Germany and Poland, aiming at improving animal welfare in Japan.

Kazuhiro YAMAMOTO

Keywords : Animal shelter, Animal welfare, Germany, Poland, Euthanasia

### 【海外アニマルシェルター視察の背景】

昨今、日本国内におけるペットは単なる飼育動物ではなく、飼育者は家族の一員として捉えている。そのような飼育の背景に、日本国内のペット産業全体では、1兆5000億円の市場が確立され、今や一大ビジネスとなっている現実がある。中でも、犬と猫が最も人気があり、現在、日本国内では犬で890万3000頭、猫で964万9000頭が飼育されている<sup>1)</sup>。さらに近年では、猫ブームが続き、猫の飼育頭数が犬の飼育頭数を抜き、純系種の猫がペットショップで販売されるケースも目立っている。

しかしその一方で、公的な機関において殺処分される犬猫の数も少なくない。ピーク時、犬では、昭和49年(1974年)に115万9000頭、猫では平成元年(1989年)に32万8000頭が日本国内の行政施設にて殺処分された。

2020年、東京オリンピックが開催されることで、この問題も世界から注目されるようになり、最近では「殺処分ゼロ」をマニフェストとして掲げている政治家もいる。このような動きもあり、殺処分数は

近年激減し、犬で8,362頭、猫で34,854頭(平成29年度)と、犬猫ともピーク時の100分の1程度の数にまで減少させることができた。このことは行政、および民間の努力の賜物である。しかし、「殺処分ゼロ」が謳われていることで、民間施設における引取数が激増しており、民間に頼って、どうにか殺処分ゼロを達成しようとする動きになっている。

広島県、神奈川県においてはゼロ宣言が出され、また茨城県では条例が可決され、殺処分ゼロ化に向けての動きは加速化の一途をたどっている。民間団体と協力し、保護動物の受け入れ範囲が広がり、行政での殺処分はゼロとなったかもしれない。しかし、受け入れるアニマルシェルターの一部は多頭飼育崩壊の現場へと変容してしまっている。それは動物福祉としての基本的生育条件が整っていない民間のアニマルシェルターも数多く存在しているからである。このような状況に、アニマルシェルターメディシン(動物保護施設での動物の飼育法と譲渡先を科学する獣医療)という学問体系が介入し、規律・規範を導入しなければ、本来「救出されたはずの命」が「生命の危機」に瀕してしまいかねない。

日本におけるこの現状を改善するための参考例として、今回、動物福祉において世界最先進国と言われているドイツの民間動物保護団体を訪れた。近年、ドイツが動物福祉先進国として捉えられ、訪問ツアーが多く行われているが、今回は獣医師としてアニマルシェルターメディシンの視点からそこで実際に働く方々にインタビューし、ドイツ国内の動物事情、実際の動物福祉の根幹を探るべく、この視察を行った。また、経済格差があるとされている旧東側諸国の一つであり、東西の境界線にあるとされてきたポーランドにも滞在し、ドイツにおけるペット事情と比較し、欧州における動物福祉のアプローチの違いも考察した。滞在期間は 2019年2月18日



写真1 ドイツハンブルク・ティアハイムに保護されている犬



Map 1 滞在地を地図上に示した (©Google Map)

～3月1日であり、滞在地の地図をMap 1に示した。

この報告は通常のアニマルシェルター業務、保護・受け入れ⇒検疫⇒回復⇒馴化・社会化⇒譲渡の基本的な流れに焦点をおいたものではなく、あえてドイツ・ポーランドにしかない特徴的な点についてなるべく描出するように試みた。

### 【施設1】ミュンヘン・ティアハイム： Tierheim München, gemeinnützige betriebsgesellschaft mbH (写真2)

首都ベルリンから南へ600kmに位置するミュンヘン、人口は147万人とドイツ3大都市のうちの一つ。その郊外に位置するミュンヘン・ティアハイム。犬、猫だけでなく、草食動物、齧歯類、爬虫類、鳥類（熱帯生息の鳥など）、両生類、そして霊長類の猿に至るまでさまざまな種類の動物が収容されている。意外なことに、日本国内でしか生息していないとされるニホンザルも収容されており、詳しい経緯はわからないが、何らかの形で日本国外に出されてここミュンヘンにまで連れてこられ、「行き場を失った動物」として今後、ティアハイムにて終生飼育されると思われる。

施設の敷地内には常設の動物病院もあり、収容されている動物を診察しつつ、譲渡された動物を優先的に診るシステムであった。さらに外部からの患者も随時受け入れており、訪問中も専属の獣医師が外部からの犬や猫の診察していた。その動物病院内は日本国内における通常の開業医と同程度の施設・設備であったが、CTやMRIを導入してはいなかった。

ミュンヘン・ティアハイムでは譲渡手数料は、犬では200～350ユーロ（約2.4万～4.2万円）、猫で65～135ユーロ（8千～1.6万円）で、基本は不妊去勢



写真2 ミュンヘン・ティアハイム正面玄関から受付入り口

手術後に譲渡となるが若齢の個体によっては、譲渡した後に再診し手術が行われ、その費用は飼育者負担で行われる。

### ～アニマルシェルターメディシンの視点から～

日本と決定的に違うところは検疫のやり方である。

4段階に分かれており、各段階によってまったく違うエリアで動線も他と重ならないように感染症に対して細心の注意が払われている。

1段階目は狂犬病検疫（写真3）：狂犬病発生地域から密輸などで入ってきた動物は、人との接触を極力避けることのできる個別の隔離エリアに入れられる。そこで、狂犬病かどうか検査が進められ、その後、ワクチン接種も行われる。狂犬病が明らかに陰性であることが証明されない限り、このエリアからは出ることができない。訪問した際も、エジプト、セルビア、ロシアから密輸された猫が収容されており、完全隔離して飼育されていた。これらの個体の世話をする際も万が一、咬傷・擦過事故など起こっても大事に至らないように、長袖の分厚い服と厚手の手袋で身を固めながら行われていた。

第2段階の検疫は重大感染症の検疫（写真4）：呼吸器系感染症（犬ではケンネルコフ、猫ではカリシ・ヘルペスウイルス感染症）、消化器系感染症（犬猫ともパルボウイルス感染症）、重篤な皮膚の感染症（真菌感染・疥癬など）などの疑いがある個体は別室で隔離飼育される。空調システムまでは別ではないが、これらの疑いがある場合は別の隔離等に収容され、世話係も専門の方がおられ、通常の飼育には関わらないようにしている。

第3段階は通常の隔離検疫舎（写真5）：ここか



写真3 エジプトから入国した猫：狂犬病検査



写真5 3段階目の隔離検査舎：一般感染症検査



写真4 2段階目の隔離検査舎：重篤な真菌感染症の猫



写真6 隔離最終検査、ここを出ると譲渡部屋に移される

らは通常の隔離を行う場所である。重篤な感染症を持っている個体でも症状を表さない不顕性感染であったり、潜伏期間でまだ症状が出ていない可能性がある。よって、通常2週間から4週間の間、症状や健康状態に応じて経過観察を行い、一般生活棟への開放が認められるかどうか随時判断がされている。この間に、少しでも症状が出た場合、その個体はすぐに第2段階の検査舎に隔離され、治療が進められる。

第4段階目の馴化隔離検査（写真6）：この段階に至ると、譲渡されるために必要な社会化の為の馴化が行われる。人との距離を徐々に縮め、通常の社会生活、つまりペットとして飼育される環境に移行される。狭いケージから開放し、徐々に室内飼育環境での飼育となり、ここで譲渡適性が判断される。その後、可能であれば譲渡部屋に移され、一般の譲渡希望の来場者が見ることができる部屋に收容される。

これらの検査の段階は日本国内では行われているところは少ない。というのも1957年以来日本国内

での狂犬病の感染は確認されていないからである。よって、我が国では狂犬病検査は基本的には必要ないが、将来もし国内発生が認められた場合や、検査を通過していない密輸された動物が保護された場合など、このような検査システムを導入しなければならない。ヨーロッパは他国同士、地続きでもあり、最近ではアフリカから犬や猫がドイツ国内に輸入される可能性も指摘されており、感染症のリスクマネジメントが徹底されていることがたいへん印象的であった。

#### ～動物たちのQOL（生活の質）の向上のために～

1960年代に建設された旧動物舎に代わって2017年に新しく猫舎が完成している（写真7）。抗菌のリノリウムフロアに、ガラス張りの清潔感あふれる新猫舎はフロアごとに検査用途を変え、前述の通常検査（3段階目）からはこの猫舎の2階部分の閉鎖空間で行われている。また犬舎もこの棟の裏に建設予定で敷地整備がなされていた。このようにますます、ミュンヘン・ティアハイムも動物のQOL（生



写真7 2017年完成 新猫舎



写真8 譲渡・面会猫部屋

活の質)の向上のために日々進化を遂げている。今後日本でアニマルシェルターを運営する際は完全なこれら領域の分けけを行った管理システムが推奨される。

## 【施設2】ベルリン・ティアハイム： Tierschutzverein für Berlin

世界最大かつ世界で最も有名とされている、アニマルシェルター、ベルリン・ティアハイム(写真9)。1841年に動物虐待防止協会の活動を契機に170年以上ベルリンにおける動物保護活動に向かい合ってきた歴史がある。ベルリンは東西ドイツ統合後首都となり、357万人が居住する大都市。その都市中心部から東へ15kmほど行ったところに巨大なシェルターが要塞のように厚いコンクリートの壁に囲まれ、存在している。18.5万平方メートル、東京ドーム約4個分の広さを誇る壮大な施設である。過去には最大数では2万頭近くの動物が収容されていた。しかし、数年前の豪雨によって2001年に建設された動物舎が大規模な浸水被害に遭い、その改修費用など経済的負担が大きくなっている。そのような経済的背景もあり、現在は常時1万2千頭ほどの動物たちが収容されている。犬猫を始めとして、蛇、トカゲなどの爬虫類、産業動物の豚や、牛、ヤ



写真9 ベルリン・ティアハイム 正面玄関



写真10 ベルリン・ティアハイム 受付エリア

ギ、さらにエキゾチックアニマルから熱帯の鳥類に至るまで、数々の種類の動物たちがまるで動物園のように収容されている。

実際の運営は、各動物種や職種(獣医師、動物看護師、トレーナー、行動学者、飼育作業員、ボランティア、馴化専門員など)によって各収容棟ごとにプロジェクトチームが系統的に組織・分業化されているだけでなく、事務作業専門のスタッフも多く働いている。事務作業も、譲渡専門、受付、経理、寄付、広報なども実働スタッフと同様、組織・分業化されている。

運営費用は約800万ユーロ(約10億円)<sup>2)</sup>であり、その収入源の多くは寄付と1万5千人いるメンバーの会費であるが、公的資金もかなり注入されている。行政で保護された動物をティアハイムに委託する場合は、行政がその譲渡料や保管料を支払っている。日本と決定的に違う点は、ドイツには、日本の動物愛護センターのように動物を保護する行政管轄の施設がなく、そのほとんどをティアハイムのような民間の動物保護団体に委譲しているところにある。よって、ドイツの税金が、民間のシェルター施設に間接的に還元されているという点において、今



写真11 ベルリン・ティアハイム猫舎



写真12 猫の馴化ボランティア

後日本でも大いに考慮されるべきである。日本の現状を見ると、殺処分ゼロの背景で実際は民間の動物保護団体に、ほぼすべてを受け渡している事をふまえ、今後はドイツのように、行政管轄ではなく民間に権限を委譲する方が現実的なのかもしれない。

滞在中、インタビューに応じてくださったMs. Sassenbergは、広報課の代表者で、アメリカ在住の経験を生かして英語を駆使し、全世界からくる訪問者や取材依頼の対応を行っている。ここでは日本とドイツでの殺処分・安楽死の現状と、今後の動物福祉のあり方と方向性についての議論を行うことができた。日本からの訪問者も多く過去に対応したこともあり、彼女は日本の現状も把握し、殺処分ゼロの背景には民間のシェルターに依存しているという点においてもすでに知っていた（殺処分問題については別項に記載）。また、ドイツの外交政策に関するところでは、移民問題で国外退去しなければならなくなった人が動物を放置していくケースも増えているようで、人間側の法律や情勢が少し変わると動物に対しても影響を及ぼしかねないことが示唆された。

実際、猫の譲渡棟に入ってみると、全面ガラス張りの広い部屋に猫が1匹ずつ飼育されているが、フードを与えたり、掃除をしたりする通常の飼育員以外にずっと猫と遊んでいるボランティアの方が見受けられた。この方は猫がスムーズに譲渡へ導かれるための馴化・社会化を専門に行っており、週に1～2回、特定の猫と数時間、人馴れさせるために猫部屋に入り、ひたすら猫と触れ合う活動を行っている。海外では通常このようなボランティアは日常的に行われており、最近日本国内のシェルターにおいても広まりつつある。



写真13 円形犬舎

### 【施設3】ハンブルク・ティアハイム： Landesverband Hamburg des Deutschen Tierschutzbundes e.V

ハンブルクは人口183万人をもつドイツ第二の巨大都市。ドイツの北に位置し、昔から港湾都市として船舶におけるドイツの貿易の拠点として栄えてきた。それに伴い以前は動物の輸出入も多く、現地の情報ではこの地域の検疫等の感染症に対するセキュリティ意識は他のドイツの地域に比べると高い。ハンブルク中心部からわずか3km東にあるハンブルク・ティアハイム。ベルリン・ティアハイム同様1841年に設立され、それ以降200年近く動物福祉に真剣に取り組み、古くからある動物保護団の一つとしてドイツ国内でも有名である。

この施設に大動物はいないが、犬、猫、小動物（エキゾチックアニマル）、鳥が収容されていた。年間予算は約170ユーロ（約2億円<sup>2)</sup>で100人近い常勤スタッフが働き、その他数百名規模のボランティアの方々が常に出入りしている。他のアニマルシェルター同様、動物病院が併設され、5～6名の獣医



写真14 ハンブルク・ティアハイム



写真15 ハンブルク・ティアハイム 動物病院入り口

師が、外来患者や譲渡された動物の健康管理まで多忙な診療活動を行っていた。この動物病院の特徴は、貧困家庭から連れてこられた動物を、他と比べると安価で診察をしていることであった。他の動物病院には経済上の理由で連れていけないが、この併設の動物病院には来ることができる飼い主の方々も含まれているとのことであった。現代社会における富める者が、より良い動物医療を受けられるというペットビジネス・原理主義的経済とは逆に、シェルターメディシンに基づく獣医師による診療活動が近隣の地域にも波及していることは、真に敬意を表する。

ハンブルク・ティアハイムの特徴は、ドイツ国内の動物福祉に取り組むだけでなく、ドイツ国外にも目を向けている点にある。今回、カンボジア在住の経験をもつ女性獣医師Dr. Hofmannが案内をしてくれたが、彼女自身はドイツの隣国（ハンガリー、ルーマニアなど）、さらにアジア各地の動物福祉の向上を目指す一人である。すでにカンボジアで、ドイツ資本・発祥の国際NGO；Animal Rescue

Cambodiaの設立と運営を、臨床獣医師という立場から支え、多くの動物の命を救ってきた。このように、ハンブルク・ティアハイムは、決して内向的な、自主運営を行っているわけではなく、ドイツがヨーロッパで果たす役割を客観的に認識し、外交的な役割をも果たしている。ドイツが動物福祉を自国だけでなく隣国、そして世界にまで波及させようとするその取組の姿勢は、国境を超えて多くの人々に理解・支持されようとしている。

#### 【施設4】 ポーランド・クラクフ アニマルシェルター：Schronisko dla Bezdomnych Zwierząt Krakowskie Towarzystwo Opieki nad Zwierzętami

ポーランド・クラクフの街は、326km<sup>2</sup>の面積をもち、東京23区の二分の一程度の広さで、そこに76万人が居住している。かつて第2次世界大戦中はユダヤ人収容所の入り口の都市となっており、シンドラーのリストで有名なユダヤ人のための工場もこの街の一角に位置していた。

クラクフ市中心部から約5kmの地点にアニマルシェルター：Schronisko dla Bezdomnych Zwierząt Krakowskie Towarzystwo Opieki nad Zwierzętami、(直訳すると「行き場のない動物保護施設クラクフ動物保護協会」)がある。クラクフ市と動物福祉機構の資金提供によって1994年に設立されクラクフ市近郊で保護された動物の保護・譲渡活動を行っている。運営資金はクラクフ市行政、クラクフの他の動物福祉組織、個人からの募金、および公共のコレクション・オークションの収益の一部で成り立っている。

施設内には常設の動物病院もあり、保護動物だけでなく一般診療も行われ、シェルターメディシン、および小動物診療活動が同時並行で行われていた。

このシェルター内の構造は図 (Fig.1) のとおりであった。1994年設立からすでに25年経過しており、建物の老朽化が目立っていた。とくに犬を収容する施設は旧方式のコンクリートの床、鉄格子が用いられており、感染症防除の観点からも改善の余地はあった。(写真16)

この施設で唯一英語が話せる女性獣医師 (Dr. Wavelo) へ、インタビューしたところ、ポーランド国内でシェルターメディシンの需要はあるが、実際にフルタイムで働く獣医師が少ないとのこと。その理由は、過酷な労働条件と経済的な問題であり、ここのシェルター自体を維持していだけでも逼迫



Fig. 1 施設の区域分け



写真17 クラクフ動物保護協会 附属動物病院



写真16 十分な広さは確保されているが、多頭飼育されている

した状態であると告白していた。世界のほとんどのアニマルシェルターは、経済的に潤沢であるところは少なく、中には赤字経営に陥っているシェルターもあり、多頭飼育崩壊現場となる可能性も否めない。

また、引き取り数に比べて譲渡率が低いということについても議論をすることができた。ポーランド、ここクラクフの街ではまだ、若干数「野良犬」が存在する。不妊去勢手術をされていない飼育放棄の犬も含まれており、野外で自然繁殖した子犬の引き取り数も少なくないという。狂犬病発生国であるために、人獣共通の公衆衛生の観点からも野犬のコントロールは今後の課題となるであろう。

### 【施設5】 フランクフルト猫保護協会： Frankfurter Katzenschutzverein e. V.

フランクフルト中心部から東へ約3km、マイン川の河川に面する猫のためのアニマルシェルターを訪問した。ティアハイムに比べると規模は個人経営的で敷地面積もコの字型の木造の建物と、検査舎の

みであった。中庭は芝生や子どもの遊具とベンチがあり、譲渡会が開催されている時は、のんびりとティータイムをしながらご婦人方や家族連れが会話を楽しむことができる。この施設は1964年当時、多くの猫たちが行き場を失って犠牲になっていることを見かねた7人の女性と2人の男性が発起人となって計画が進められ、約4年間かけて自力でアパートを改造しながら工事を行い、紆余曲折の末1967年に実際の運営が開始されたとのことであった。今では常時、100匹前後の猫たちが収容されているが、経済的にも、人間的にも決して無理することはなく、「許容範囲を超えての猫の収容は行わない」と規約に定めている。よって、猫が譲渡されると新しい猫を受け入れるというルールを守り続けているため、一定数を保ちつつ施設が運営されている。

訪問時間は、動物福祉の観点から水曜日の午後1時間と、木曜日の午後2時間と決められ、一週間でわずか3時間しか一般開放はされていない。しかし、現在収容されている譲渡対象の猫たちは、インターネット上で紹介され、予約をするとその猫に会うことが可能である。

一概にシェルター同士を比較するのは良くないが、ベルリンやハンブルクのティアハイムに比べると規模は本当に小さい。しかしながら、スタッフとインタビューをしていると里親の方々や地域の方々との距離は非常に近いことが感じられた。ティアハイムのように何万頭もの動物を収容する施設も必要ではあるが、このように草の根的にコツコツと活動し続けてゆくというシェルター運営の方法を学べたのは、大きな収穫であった。



写真18 フランクフルト猫保護協会 正面



写真19 フランクフルト猫保護協会 猫舎



写真20 フランクフルト猫保護協会 中庭

### ～ドイツと日本の殺処分・安楽死について～

ドイツのアニマルシェルターは、全く殺処分がないとされている。しかしながら、訪問したすべてのシェルターに安楽死はあるのかという質問を行ったところ答えは「“安楽死”は行っている。」ということであった。しかし、理由は限定的で、

- 1) 攻撃性がある譲渡されることが難しいと思われる個体
- 2) 怪我や病気によって、もうこれ以上生かしておいても動物に苦痛を与えるだけで眠らせてあげた方がその個体が楽になる場合

の2点のみである。

さらに、この安楽死処置が行われる際も「ドイツ動物保護のための獣医師会 (Tierärztliche Vereinigung für Tierschutz e.V.)」によって作成されたガイドラインに従い、遂行の決定権も獣医師のみに委ねられているわけではない。安楽死を動物個体にどうしても行わなければならないかは、担当獣医師、動物看護師、動物行動学専門家、トレーナー、直接関わっていた飼育員の同意をもって行われ、動物の命が不適切に扱われることのないようなルールが明確に定められている。

学術的な意見とは少し離れるので多くのことを述べることは避けたいがドイツにおける「ドイツ動物保護のための獣医師会」の普段基準としている動物福祉の視点から「犬が犬らしく生きるとはどういうことか?」「犬が一生をアニマルシェルターで生活し、攻撃性があるから人との接触もなく散歩にも行けないことが、どういうことか?」を考えなければならない」という意見には衝撃を受け、日本の民間のシェルターに収容されている動物たちが、今後どうあるべきか、という命題を突きつけられた次第である。

日本における終生飼育シェルターのあり方や安楽死の基準点、相違点は現在、多くの動物福祉関係者や学者、また動物保護団体に至るまでが延々と議論を続けるところの「答えの出ない答え」に帰結してしまう。それはヨーロッパとアジアの文化的背景にある宗教観や生命感の違いによるものや、個人の倫理観によって尺度が変わるところに、この真の問題点が潜んでいる。ドイツでは動物保護の観点が憲法に定められ、日本国内でも2019年6月動物の愛護及び管理に関する法律の改正が国会を通過した。

昭和から平成へ、平成から令和の時代に移行するとともに、我が国においても動物に対して世界基準で取り組むことを要求されている。今回ドイツ・ポーランドのアニマルシェルターを視察し、多くの方々にインタビューを行ってきたが、同じ国内であったとしても立場や職業によって、動物福祉に対する考え方に相違があることがわかった。

### 【まとめ】

ドイツには1300～1400の動物保護施設、アニマルシェルターが存在する。そのレベルはさまざま、そのうちの500箇所以上はドイツ最大の動物保護団体ティアハイムに何らかの関わりのある施設となっている。ドイツ全土にティアハイムと称する施

設は点在するが、ティアハイム全体としての内部のつながりはなく、あくまでも各地にある各施設での自主自立運営となっている。また、アニマルシェルターを運営・開設するには規定があり、前にも述べた「ドイツ動物保護のための獣医師会 (Tierärztliche Vereinigung für Tierschutz e.V.)」の許諾・認可が行われ、定期的な適正飼養に対する検査が必要となる。日本のように第二種動物取扱業の申請をすればシェルターを開設 (多頭飼育) することができるのではなく、ドイツ国内においてのアニマルシェルターを運営するというハードルは、はるかに高い。

今回、ドイツ5箇所、ポーランド1箇所のアニマルシェルターの視察を行い、またそれと同時にドイツ国内の動物事情を知るためにハンブルク最大のペットショップなど訪問した。訪問したハンブルクのペットショップでも生体販売は行われていなかった (写真21)。ドイツではペットショップにおける生体販売はまったくないとしている情報も日本にある。しかしながら、生体販売をおこなうことは違法ではなく、「Zoo Zajac」というペットショップでは生体を取り扱われており、日本のペットショップ以上に数千種類の動物が展示販売されている<sup>3)</sup>。生体販売を行うペットショップがドイツ国内に極端に少ないのは、動物の飼育に対して「ドイツ動物保護のための獣医師会」などからの監視が厳しく、それゆえ動物福祉管理基準をクリアして販売体制を維持していくことが一般的には難しいからである。

また、日本ではペットの入手先として半数以上がペットショップということが東京都の調査で報告されている<sup>5)</sup>が、ドイツ国内において動物飼育関係者ではない方々人にインタビューをしたところ、たとえば「ドイツ国内で犬を入手する場合はどうするか?」という問に対して「ティアハイムに行く、もしくは、ブリーダーからの直接購入」という答えが返ってきた。ペットショップからの入手は一般的には考えにくいと言う。

ドイツは動物福祉先進国と言われており、「ドイツの方法に従えばすべて許容される。ドイツ国内は何十年も昔から殺処分ゼロが達成されている。」というようなことが日本国内では事実と思われる。しかし、今回、ドイツ、ポーランドにおいて実際に様々な動物関係者と面談したが、やはりドイツ国内でも動物虐待を行う人間は少なからずおり、また、動物をやむを得ず見捨てざるを得ない状況もある。そのためアニマルシェルターという社会的セーフティーネットが必要となる。ティアハイムは



写真21 ハンブルク最大のペットショップ：ペットフードやペット用品販売は日本とかわらない。少数のエキゾチックアニマルの生体販売が行われているが、犬や猫の販売はされていない

1841年に設立され、日本に比べると長い歴史を持っているが、逆を言えばアニマルシェルターができてから200年近く経とうとしているが未だに、ベルリン・ティアハイム一箇所だけを見ても1万頭以上の行き場を失った動物たちがいることは事実である。

このことをどう捉えるのか?このような社会における根幹にある問題、ペットビジネスや飼い主の意識改革、中央官庁・政府による法整備化、動物福祉行政の改善など山積されている問題を帝京科学大学アニマルサイエンス学科が正しく捉え、考え、動物看護福祉を変革し、一つのモデルを構築することができればと願うばかりである。

### 【謝辞】

本研究のために受け入れてくださった、ミュンヘン・ティアハイム、ベルリン・ティアハイム、ハンブルク・ティアハイム、ポーランドクラクワの Schronisko dla Bezdomnych Zwierząt Krakowskie Towarzystwo Opieki nad Zwierzętami、フランクフルト猫保護協会 Frankfurter Katzenschutzverein e. V.、スタッフの皆さまに心からの御礼を申し上げます。本研究は平成30年度帝京科学大学、教育推進特別研究費の助成を受けて実施しました。

### 【参考文献】

- 1) 日本ペットフード協会平成30年 (2018年) 全国犬猫飼育実態調査 結果
- 2) 浅川千尋, 有馬めぐむ: 動物保護入門, 世界思想社出版, 2018
- 3) 平井潤子: ドイツ&オランダ動物保護施設視察ツアーで目指したこと, *MVM*, 28 (181):

- 93-103, 2019.
- 4) 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律案（衆第一四号）
- 5) 都政アンケートモニター、「東京におけるペットの飼育」 調査結果, 2017